マイナンバー制度対応
GMOオンライン本人確認サービス
活用・導入事例

2022/10/20

GMOグローバルサイン株式会社

サービス概要

マイナンバー制度対応GMOオンライン本人確認サービスとは、**マイナンバーカードに格納されている電子証明書を利用し、オンラインで公的な本人確認を完了**できるサービスです。

【サービス提供のイメージ】

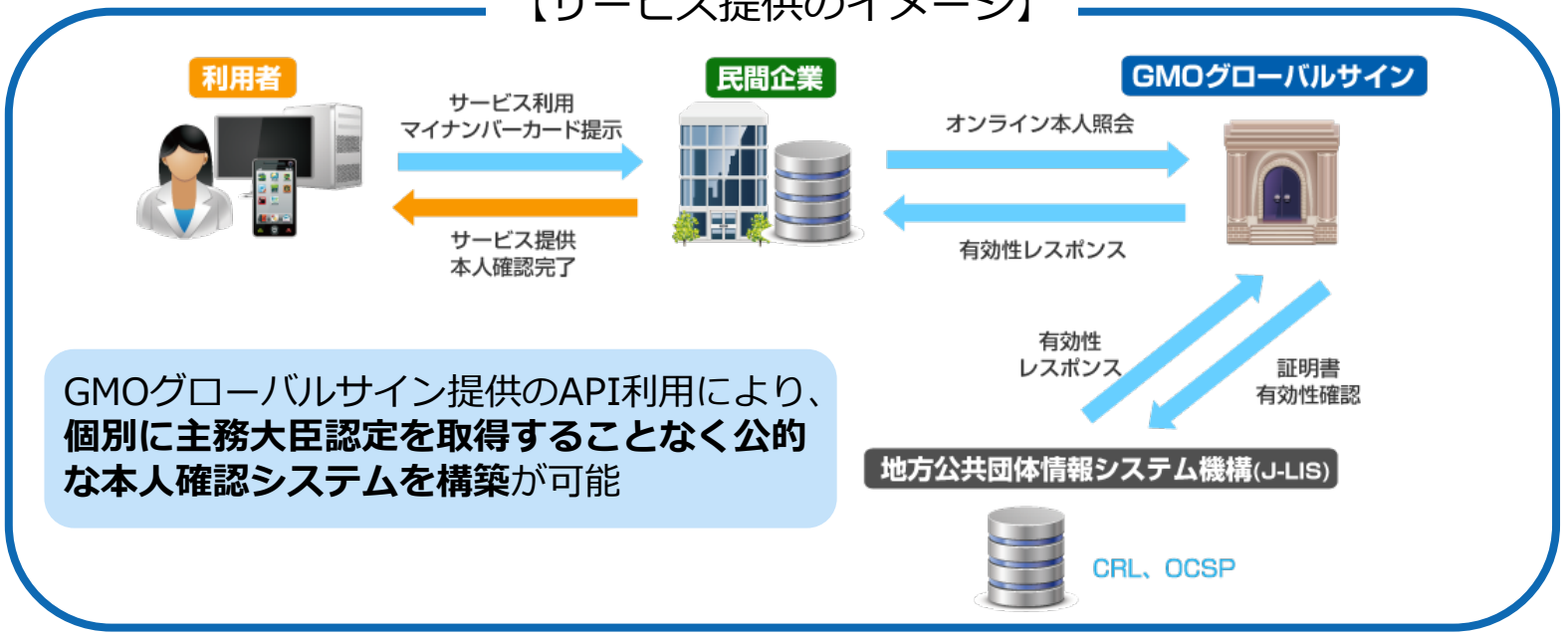

電子証明書の有効性確認はセキュリティ要件等をクリアした**主務大臣の認定取得事業者**のみ許されます。

※GMOグローバルサインはプラットフォーム事業者として認定を2016年5月に取得

© GMO GlobalSign K.K. All Rights Reserved.

利用例

マイナンバーカードの電子証明書を利用することは様々な事業、業務等で公的な本人確認として有効です。利用例の一部をご紹介します。

1 口座開設

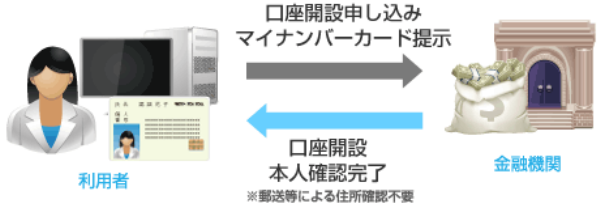

「犯罪による収益の移転防止に関する法律(犯収法)」における**本人確認**処置、**「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)」**における12桁のマイナンバー収集のための**本人確認**処置がオンラインで可能となります。
ユーザも非対面での本人確認が可能となるため負担が軽減されます。

2 郵送物住所の確認

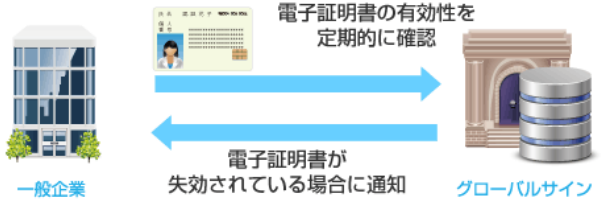

保険等、定期的な郵送物送付が必要な場合、**登録時住所から変更がないかを確認することが可能**です。電子証明書は、**住所変更などユーザの情報が変更された場合に失効**されるため、この機能を利用し住所不明などで発生する無駄な配送コストを削減することが可能です。

3 マイナンバー番号の収集

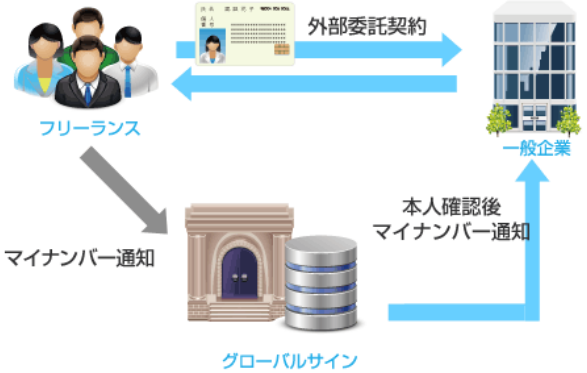

業務の外部委託でフリーランスの方などに報酬を支払う場合にも、12桁のマイナンバーを収集することが求められる場合があります。オンライン取引を主体としている場合、**番号法で定められた番号収集時の本人確認**が非対面でもスムーズに行えます。

© GMO GlobalSign K.K. All Rights Reserved.

公的個人認証サービス(JPKI)に関するユースケース

新規金融口座開設時の本人確認

導入の経緯：

2016年1月の所得税法等により、新規顧客又は住所変更等を行う既存顧客については、個人番号の収集が義務化。犯罪収益移転防止法の特定事業者にあたる金融業では、厳格な本人確認が求められます。

利用内容：

各根拠法に準拠し、本人確認がオンラインで完結。事業者は郵送や追加の本人確認書類が不要となり業務の効率化、サービス利用者はオンラインでの本人確認により即時取引開始が可能になるメリットがあります。

従来のサービス利用までの流れ：およそ2～5営業日

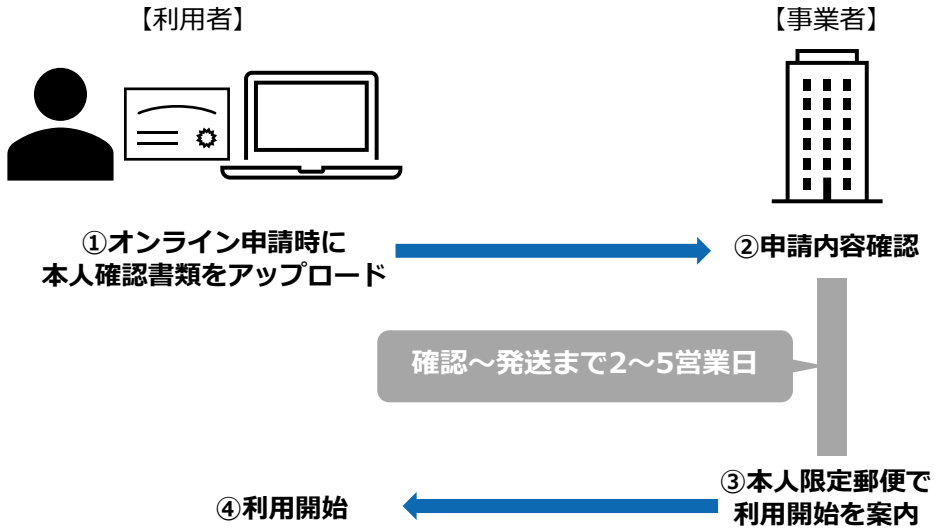

マイナンバーカードでのサービス利用までの流れ：即日

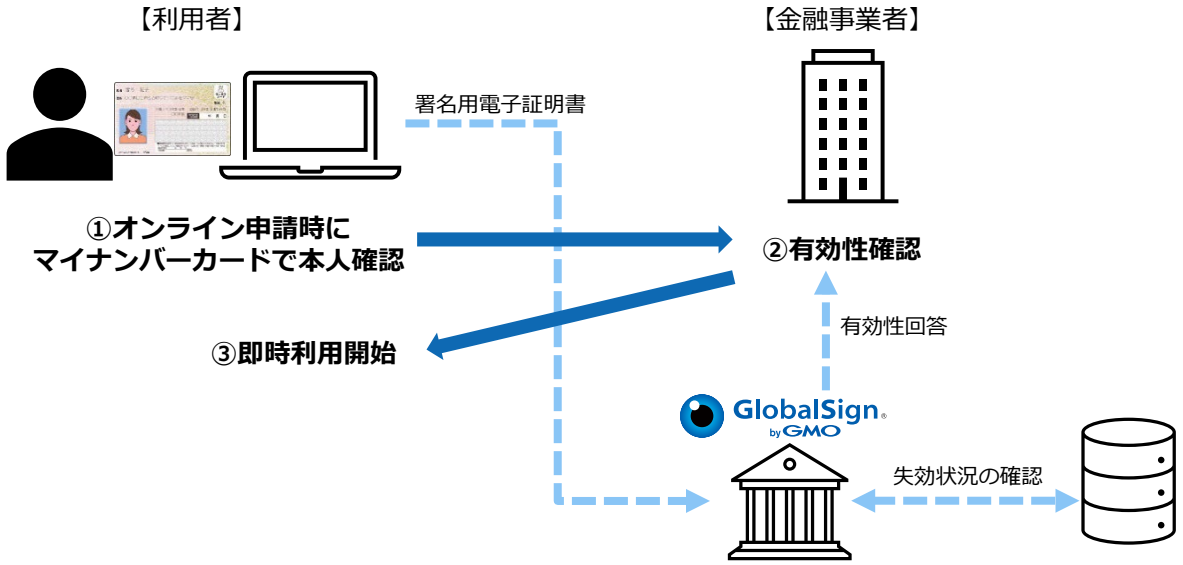

© GMO GlobalSign K.K. All Rights Reserved.

公的個人認証サービス(JPKI)に関するユースケース

電子契約時に利用する電子証明書発行における本人確認

不動産売買契約において公的個人認証により発行された電子証明書を利用することで、不動産売主・買主・仲介業者のコストや手間が改善されることに加え、これまで以上に高い信頼性の本人確認を実現できることから、取引の信頼性向上を図ることができるようになります。

サービス利用によるメリット・ポイント

- 公的個人認証を利用した信頼性の高い電子契約用電子証明書を発行。
- 実印相当の効力をもつ電子契約により本人確認業務の省略が可能。
- 手書き署名が無くなることで、お客さまの契約手続きの手間を削減
- 関係書類をクラウド上で閲覧可能となり、紙の書類の持ち運びが不要
- 契約当事者が遠隔地にいながら、不動産売買契約手続きが可能
- 不動産売買契約書に貼付する印紙代が不要

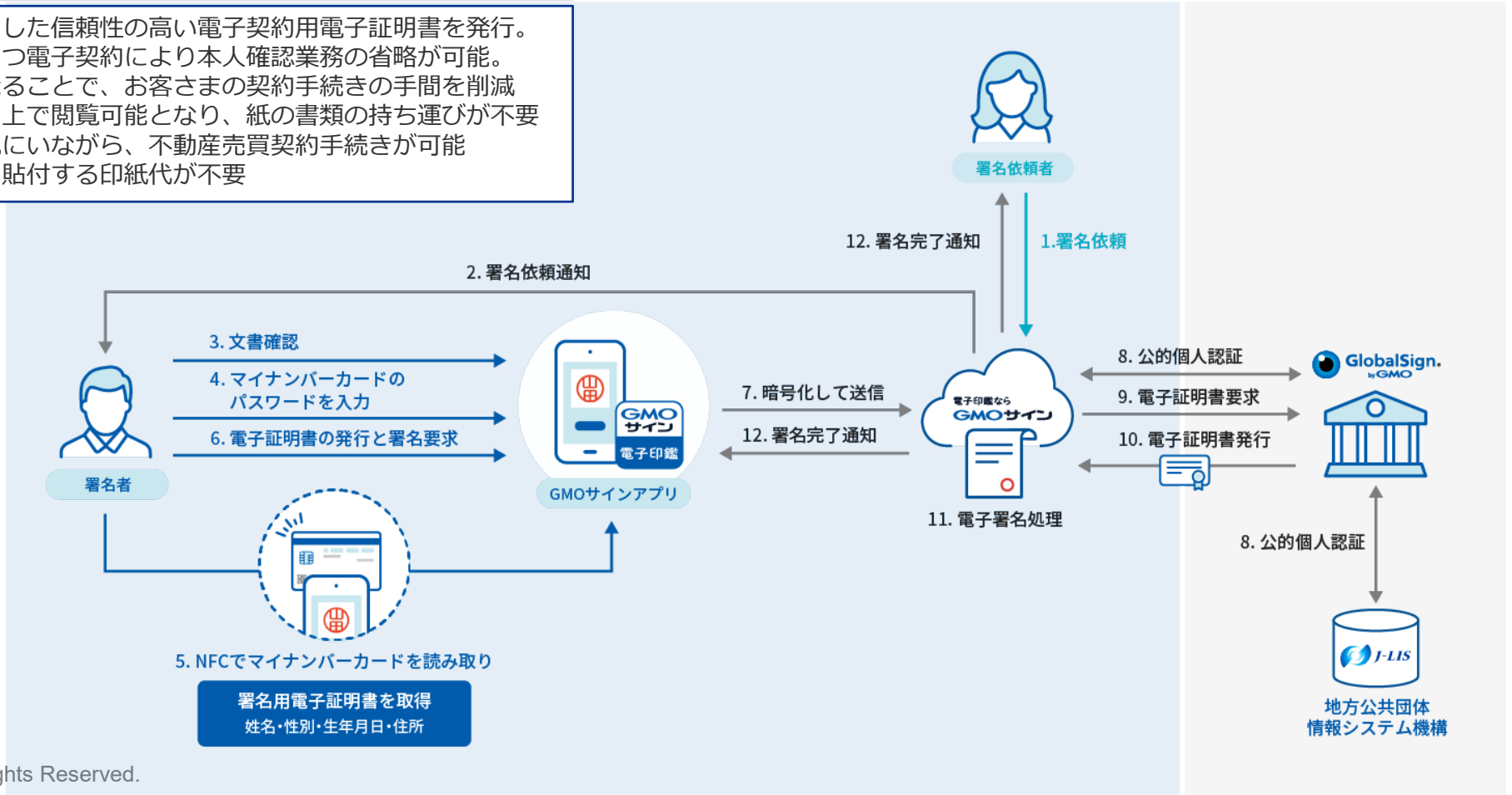

© GMO GlobalSign K.K. All Rights Reserved.